

番 号
年 月 日

都道府県知事（又は市町村長）（注1） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり貸し付けることに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注1）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長）」
と記載すること。

記

- 無利子貸付金の貸付けの対象となる事業の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1の1又は別紙1の2のいずれかのおりとする。
 - 別紙1の1（事業を行う者が市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものを除く。）の場合）
 - 別紙1の2（事業を行う者が都道府県若しくは市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）又は都道府県若しくは市町村の連携主体（広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）
- 無利子貸付金の貸付決定額は、金 , 千円とする。
- 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	貸付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費（注2）	（注2）
合計	

（注2）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は記入を要しない。

- 4 無利子貸付金の貸付けの条件は、別紙2の1又は別紙2の2のいずれかのおりとする。
- 別紙2の1（事業を行う者が市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものを除く。）の場合）
 - 別紙2の2（事業を行う者が都道府県若しくは市町村（地域イントラネット基盤施設整備事業を行うものに限る。）又は都道府県若しくは市町村の連携主体（広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業を行うものに限る。）の場合）

別紙 1 の 1 (様式第 2 号関係)

無利子貸付事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数

(千円)

無利子貸付金申請額 (①+②) × 貸付率		事業費 ①+②	財 源 内 訳	
			都道府県補助金①	市町村の負担額②
経 費 区 分	施設・設備費			
	用地取得費・ 道路費			
合 計			()	

備 考

別紙 1 の 2 (様式第 2 号関係)

無利子貸付事業の概要

都道府県名又は市 町村名 代表者氏名 (注 1)	(注 1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

(千円)

無利子貸付金申請額 事業費 × 貸付率		事業費	
経 費 区 分	施設・設備費		
	用地取得費・ 道路費 (注 2)	(注 2)	(注 2)
合 計			

備 考

(注 1) 広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事 (又は市町村長) 」
と記載すること。

(注 2) 「用地取得費・道路費」は、広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場
合は記入を要しない。

別紙 2 の 1 (様式第 2 号関係)

- (1) 法、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和62年政令第291号)第3条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)及び特定通信・放送開業事業実施円滑化法施行令(平成2年政令第263号)に従わなければならない。
- (2) 無利子貸付事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣(以下「大臣」という。)の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正資金無利子貸付金貸付要綱に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 無利子貸付事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 無利子貸付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は無利子貸付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 無利子貸付事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 無利子貸付事業が完了したとき(無利子貸付事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 無利子貸付事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、貸付けの決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 無利子貸付事業の経理については、無利子貸付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を無利子貸付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。
- (9) 市町村に補助するときは、前各号の規定に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
 - ア 市町村が間接補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ都道府県の知事の承認を受けなければならないこと(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
 - イ 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。
 - ウ 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 前号により付した条件に基づき知事が承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 第9号により市町村から都道府県に財産処分による納付があったときは、無利子貸付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

別紙 2 の 2 (様式第 2 号関係)

- (1) 法、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和 6 2 年政令第 2 9 1 号)第 3 条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号)、特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成 2 年法律第 3 5 号)及び特定通信・放送開業事業実施円滑化法施行令(平成 2 年政令第 2 6 3 号)に従わなければならない。
- (2) 無利子貸付事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣(以下「大臣」という。)の承認を受けなければならない。ただし、情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 無利子貸付事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 無利子貸付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は無利子貸付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 無利子貸付事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (6) 無利子貸付事業が完了したとき(無利子貸付事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して 1 箇月を経過した日又は翌会計年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (7) 無利子貸付事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、貸付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (8) 無利子貸付事業の経理については、無利子貸付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を無利子貸付事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。
- (9) 都道府県又は市町村(広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、「都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村」とする。以下(10)及び(11)において同じ。)が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価 5 0 万円以上のものについて、無利子貸付金の貸付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- (10) 都道府県又は市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (11) 都道府県又は市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、無利子貸付金貸付けの目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長） 印（注）

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で無利子貸付金の貸付決定通知のあった平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付金については、同貸付けの決定内容又は貸付けの決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第9条第1項の規定により、同無利子貸付金 , 千円の貸付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」
と記載すること。

記

不服のある貸付けの決定内容又は貸付けの決定に付された条件	理 由

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で無利子貸付金の貸付決定通知のあった平成
年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付事業の一部を変更する必要があるので、情報通信格
差是正事業資金貸付金貸付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」
と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費（注2）	（注2）	（注2）
	合 計		

備 考（注3）

（注2）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は記入を要しない。

（注3）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は、本変更承認申請書
に係る変更後の無利子貸付金申請額を除いた事業費についての、当該無利子貸付事

業を行う都道府県又は市町村の連携主体を構成する各都道府県及び市町村ごとの負担額を記入する。

- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が無利子貸付事業に及ぼす影響

様式第5号（第9条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で無利子貸付金の貸付決定通知のあった平成
年度情報通信格差是正事業資金貸付金事業を中止（廃止）したいので、情報通信格差是正事業
資金無利子貸付金貸付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費（注2）	（注2）	（注2）	（注2）
合計			

（注2）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は記入を要しない。

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

様式第6号（第10条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で無利子貸付金の貸付決定通知のあった平成
年度情報通信格差是正事業資金貸付金に係る無利子貸付事業について、下記の事故が発生した
ので、情報通信格差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱第10条の規定により報告します。

（注1）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

都道府県知事（又は市町村長）

印 ）」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 是正事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 無利子貸付事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事（又は市町村長）

印（注1）

平成 年度情報通信格差是正事業資金無利子貸付事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で無利子貸付金の貸付決定通知のあった平成
年度情報通信格差是正事業資金貸付金に係る無利子貸付事業の実施状況について、情報通信格
差是正事業資金無利子貸付金貸付要綱第11条の規定により報告します。

（注1）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事（又は市町村長） 印 」
と記載すること。

記

無利子貸付事業状況表

（千円）

経費区分	貸付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
合 計					

（注2）広域的地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業の場合は記入を要しない。